平成28年第1回定例会 予算特別委員会(農政部)での質問と答弁内容

北海道議会議員 北 口 雄 幸 平成28年3月17日(木)開催

質 問 内 容

答 弁 内 容

1. TPPの課題と農業政策について

(1) TPP合意に基づく試算にについて

1. TPP合意における認識について

TPPにつきましては、政府は、昨年の10月に 大筋合意をしました。そして、今年2月に署名式 が行われ、大筋合意した協定文が確定したことに なるわけであります。今後は、国内手続きに移る と思うのでありますが、TPP合意を受けて、北 海道農業への影響など、部長の認識をまずお伺い をいたします。

【農政部長】

TPPによります本道農業への影響などについてでございますが、TPPの合意では、農産物の重要5品目を中心に、関税の引き下げ、あるいは輸入枠の拡大などがなされました。一方で、関税撤廃の例外をはじめ、国家貿易制度等の維持、そしてセーフガードの確保などが盛り込まれたところでございます。

こうした中、道が実施した影響試算におきましては、酪農や畜産分野をはじめ、小麦、砂糖、でん粉原料作物などで生産の減少額が大きく、北海道の減少額の合計は、全国の減少額の3割から4割を占めるなど、北海道農業への影響は全国に比べ大きなものとなってございまして、農業者の方々の不安や懸念につながっているものと考えております。

道といたしましては、こうした農家の方々の不安、懸念を払拭することが大変重要と考えておりまして、国の施策も有効に活用しつつ、生産性、そして品質の向上などにより、本道農業の体質強化に取り組みまして、将来にわたって本道農業の再生産が確実に図られるように努めてまいる考えでございます。

2. 試算のあり方について

ただいま部長の認識も示されましたとおり、いわゆる全国と比べても北海道農業に対する大きな影響がある。したがって、農業者の皆さん方も不安や懸念があるという、そんな認識でありまして、当然、私どもにも、そのような農家の皆さん方の不満や不安というものが、多く寄せられているわけであります。

これは、合意した内容が、まずは理解されていない。これが一つ大きな要因だと思っておりますし、そして、その理解されていないさらに次の課

【政策調整担当課長】

影響試算についてでありますが、試算については、様々な前提の置き方がある中で、道として、体質強化対策や経営安定対策などを考慮して算出した国の方法を参考に、本道の主要な農産物であります「たまねぎ」も独自に加えた上で、行ったものでございます。

いずれにいたしましても、TPPの影響は相当な長期に及び、今後、状況の変化や新たな課題が明らかになることも考えられますことから、引き続き、関係団体とも連携を図り、道内への影響に

題としては、意図的にその影響が限定的というような試算を公表したこと、これもあるのだろうと思っています。

そして、私はやはり、特に北海道の農業者の皆さん方が頼りにしていた道の試算が、国と同じような試算の方法によって、現場の声を本来であれば、反映していただける、このように期待していたにも関わらず、そのような試算方法について、失望しているのだろうと思っています。

この国の試算に追随する道の試算の仕方に、農家の皆さんは怒っている、このように思っております。農家の皆さんから理解を得られないのは、まず、議論の順番が私は違うのだと思っています。本来、TPPによって、その合意内容や影響を全て明らかにして、その影響を緩和するための対策については、農家の皆さん方の声を聞きながら支援のあり方について議論、検討する。そして、対策をしても、なおかつも、今回のような影響が出るということであれば、そういう順番で議論すれば、今回の試算もわからないでもありませんけれども、まず対策ありき、このような仕方に、農家の皆さんは怒っているのだろうと思っています。

TPPの試算のあり方として、影響額を全てまず明らかにすべきだと思いますけれども、道の見解を伺います。

ついて継続的に把握・分析をしてまいる考えでご ざいます。

3. 影響把握の継続について

影響について、今、答弁の中では、継続的に把握・分析してまいるという中身であります。

この影響試算については、先の一般質問の中で も取り上げられており、道は第三者機関による試 算は考えていない。一方で、今も答弁あったよう に、継続的な把握や分析は必要だという、そんな 認識であります。

そこで伺いますけれども、どのような状況になったときに、この影響調査を継続をするのか。それは、定期的な調査なのか。国が調査をしなくても、道独自で調査をするのかお伺いをいたします。

4. 影響時における北海道農家の実態について

やはり影響調査というのは、その時によって、 ずいぶん変わってくるんだろうと思っております

【政策調整担当課長】

道内への影響把握についてでありますが、TPPの影響は相当な長期に及ぶ中で、今後、様々な状況の変化や新たな課題が明らかになることも考えられます。

このため、道といたしましては、関係団体などとも連携を図り、こうした状況を引き続き注視しつつ、道内への影響について、継続的に把握するとともに、必要に応じ、道独自の分析を行うなど、適切に対応してまいる考えでございます。

【政策調整担当課長】

試算の方法についてでありますが、国の試算では、TPPによる関税削減などを踏まえ、個別品

ので、国がやるやらないではなくて、やっぱり、 必要に応じて、道の独自調査なども含めて、しっ かりやっていただく、このことが農家の皆さんの 安心につながっていくんだろうと思っています。

この影響調査でありますけれども、結果として、 農畜産物の影響は約337億円から478億円、この ような試算であります。この試算というのは、い つの時点での試算なんでしょうか。そして、問題 なのは、その時点で、北海道の農家戸数だとか含 めた現状はどうなっていくのか。そこも含めて、 私は試算をすべきだと思いますけれども、見解を 伺います。

やはり私は、地域経済に与える影響なども考えると、何よりも今、人口減少社会をどう克服していくかという、そんな大きな課題もある。これは北海道の大きな課題であります。そして、生産数量などが減少していけば、やはり農家戸数の減少につながっていくんだろう。そしてそのことは、地域経済に与える影響というのは、これは多大なものがあるわけでありますから、道として、このようなことも含めて、的確に把握をしていく必要があるということは、指摘をさせていただきたいと思います。

目ごとに、合意内容の最終年における生産額への 影響を算出する一方、体質強化対策や経営安定対 策などにより、国内生産量が維持されるものと見 込み、農産物の生産額への影響を試算したもので ございます。

道では、国の試算に即して、生産額への影響を 試算したものであり、農家戸数の変動は考慮して おりません。

5. 対策を先行させる意味について

先ほどお話をしたとおり、農家の皆さんがまだまだ理解を得られていないこの多くはですね、大きな原因というのは、私は、対策を急いだことではないかなという風に思っています。

現に、国会ではこれからTPPの中身について、 そして今後の対策等について国会で議論をされる わけでありますから、それから道としても対策を するということでも遅くはないのではないかと思 うわけでありますけれども、対策を急いだ理由等 についてお伺いをいたします。

【農政課長】

TPPへの対応についてでございますが、昨年10月のTPPの大筋合意を受けまして、道では、各地で農業者や地域の方々からご意見をお伺いいたしましたが、TPPに対する懸念や不安の多くの声に加えまして、「来年の営農が安心してできるよう、将来像が描ける対策を、一日も早く打ち出して欲しい」といったご意見が数多く出されました。

このため、道といたしましては、国に対し、農業者の 方々の懸念や不安を払拭し、本道農業の再生産が確 保されるよう、必要な対策を強く求めました。

国におきましては、道からの要望などを踏まえ策定 致しましたTPP関連政策大綱に基づきまして、27 年 度補正予算でTPP関連対策を措置したところでござ いまして、道といたしまして、その効果的な活用を図 り、本道農業の体質を強化していくことが重要と考え、 補正予算並びに当初予算案に、関連対策予算を計

上したところでございます。

6. 農家が求める対策について

その対策についても、現場の農家の皆さん方からは「現場の実態に即してはいないのではないか」あるいは「家族農業を維持する農家に対する支援が少ないのではないか」こんな意見が聞かれるわけであります。その原因は、先ほども触れたとおり、全ての影響を明らかにしていないこともあり、そしてその対策がいわゆる国から目線、あるいは上から目線で、農家に寄り添った対策ではない、これがその大きな原因でないかと思っています。

農家の皆さんの声をしっかり聞いて、農家の皆 さんが求める対策へと、変えていくべきと考えま すが、道の見解を伺います。

女又ソ

7. 対策の継続とその財源について

さらに農家の皆さん方が、現場の皆さん方が懸念をしているのは、仮に今回対策を打ちました、補正予算もありました、で、その対策が単年度の単発の対策ではあってはいけないのではないか。しっかりと恒久的に、恒久的なあるいは継続的な対策というのが必要なのではないか、このように求められているわけでありますけれども、心配なのはその財源、財源が確保出来るのか、こんな声も不安として寄せられているわけであります。

これらの声にどう答えていくのか、そして継続 的な対策とその財源の確保などについてお伺いを いたします。

【農政部次長】

国は、道や関係団体などからの要請を踏まえまして、再生産可能となる対策を恒久化するための法制化や対策に必要な財源の基金化等を盛り込んだ政策大綱に基づきまして、補正予算において、TPP関連予算を措置したところであり、道としましても、本道農業への影響を踏まえ、農業者の不安や懸念を払拭し、持続的に発展していけるよう、TPP対策を補正予算並びに当初予算案に計上したところでございます

一方、TPPによる影響は長期に及ぶことが考えられますことから、引き続き、本道農業への影響を注視し、状況の変化や新たな課題を把握・分析しながら、農業者はもとより、地域の方々との意見交換や情報収集に努める中で、地域の実情に即した対策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

【農政部長】

TPPに関する今後の対応についてでございますが、道が予算計上いたしましたTPP関連対策につきましては、国の予算、これを有効活用する中で、道単独の農地や草地の基盤整備における担い手の負担軽減対策を行うなど、これまで、農家の方々、そして地域の皆様から強く要望されてきた事業を措置したところでございます。

こうした対策が、地域農業を支えている家族経営をはじめとして、担い手の方々にとって、安心して経営に取り組んでいける基盤づくりとなることが重要と考えてございます。

道といたしましては、引き続き、農家の方々からご意見をお聞きしながら、生産力、そして競争力の強化とともに、農家経営の安定が図られますよう、対策の円滑かつ継続的な推進に向けまして、財源確保も含め、適切に取り組んでまいる考えでございます。

(二) TPPとコメ政策について

1. コメの影響試算について

コメの試算についてでありますが、今回の試算の根拠、コメの影響をゼロとした考え方について 伺います。

【農政部長】

コメの影響試算についてでありますが、このたびのTPP大筋合意により、米については、米国、 豪州にSBS方式、これは売買同時入札方式と言いますが、この国別輸入枠が設定されました。現

在のミニマム・アクセス米にもSBS輸入枠が1 0万トンありまして、主食用にもまわっておりま すが、今年度の実績については、10万トンの枠 がありますが、3万トン弱の消化率、昨年度は1 万2千トンの消化率ということで、あまり使われ ていないという状況にあります。

また、今回TPPで設定された新たな輸入枠についても、輸入義務が現行のSBSと同様に課せられず、さらに売買同時入札ということで、日本に輸入される時には、マークアップということで、関税と同じようなものが上乗せされるということで、日本に入ってきた時の流通価格は国産米と同等の水準となると見込まれています。

そういう中で国は、私どもからの要請等も踏まえて、輸入量に相当する国産米を備蓄米として買い入れることで、外国産のSBSが入ってきても、国内の流通量を増加させないような措置を取ることで、国産米の需給及び価格に与える影響は遮断されるとしています。

道としても、SBSであること、遮断されるということを総合的に勘案し、生産過剰あるいは災害に伴う大幅減産など国内需給の影響がある場合を除きまして、一般的であれば、TPPの影響としては、北海道米の価格に影響は及ばないと試算したところであります。

【指摘】

ご承知のとおり、熊本や新潟など他府県ではコメの影響があるとしている。特に、外食産業で使うようなコメについては影響がある。今回も意見交換の中で議論をさせていただいた。やはり実態として、他府県産米よりも北海道の外食産業用のコメが安いから多く使われているのだろうと思っていますし、他より安いから影響が無いのだろうと思っています。

したがって、後ほども議論させていただきますが、生産者価格と販売価格が本当に一致しているのか、議論も必要かと思っていますので、認識をしていただきたいと思っています。

2. 米価の下落について

コメ農家の皆さんからは、「外国産米のコメが 入ってくるのに、影響がないとは考えづらい」、

【水田担当課長】

米価の状況についてでありますが、平成5年に 行われたガットウルグアイラウンドの合意前にお とりわけ、今回の米国や豪州 7万8千トン余り、これは上川管内の生産目標の半分であります。そのコメが輸入されるわけでありますから、影響無い訳では無いというふうに、なかなか今の説明が理解されていないのが実態であります。そして、その原因は、過去の米価の推移を見ても明らかであります。例えば、ガットウルグアイラウンド合意前の米価は60キロで、だいたい18,000円でした。そして、結果としてミニマムアクセス米が輸入されるようになり、あるいは政府の米政策の米価の考え方が変わったこともあって、現在では60キロあたり12,000円程度まで下落しています。つまり、20年間で3分の2の価格になっているわけであります。

一方、生産者のコストは、下がるどころか、生産資材の高騰などもあり、たいへん厳しい経営を余儀なくされている訳でありますけれども、このような米価の下落について、道の認識と見解を伺います。

(追加質問)

確かに理屈では、そのとおりなのかもしれません。しかし、先ほどお話ししたとおり、実態価格として、3分の2になっているのも事実であります。生産者の皆さんからは、生産費を下回っているという話を聞いている訳でありますが、コメの販売価格が生産費を下回っている現状認識について、お伺いをしたいと思います。

わかりました。実際には農家の皆さんからは、 そういう認識を頂いておりますし、例えば民主党 政権の時には、販売価格と生産額の格差があるか ら、1万5千円の戸別所得補償も出しましょうと 出てきた制度ですから、実態の生産額と販売額は 差があるのだろうと私は思っている。従って、そ の差を埋める努力もこれからは必要だと思ってお りますし、消費者の皆さんに理解を求めていく、 安全・安心のためには、生産価格でしっかり買っ ていただく、そういう取組も必要だと思っていま す。

3. 今後のコメ政策について

併せて、米農家の皆さんが不安に思っているの が、平成30年度からの減反政策の見直しです。 いては、食糧管理法の下、基本的に全量買入が担保され、生産者の生産費を保証する政府買入価格に下支えされる状況で自主流通米価格が形成されていました。

一方、現在の主食用米の価格は、出荷団体と卸売業者等との相対取引により、その時々の需給状況を反映し、価格形成されているところであります。

また、ガットウルグアイラウンド合意で措置されたMA米、いわゆるミニマムアクセスコメについては、輸入された大半が飼料用に仕向けられている中で、一部がSBS方式で輸入され主食用に仕向けられているが、その量と同等以上の国産米が援助用や飼料用として主食用以外に仕向けられてきたことから、道としては、MA米が主食用米の価格に影響を及ぼしてはいないものと認識しています。

(答弁は次の質問以降にて)

【水田担当課長】

今後のコメ政策についてでありますが、本道の 水田農業は、地域の基幹産業として重要な役割を 30年度からは、現在政府が行っている生産数量 目標について廃止し、作付け目標は生産者団体に 任せようとするものです。さらに、民主党政権下 で始まった、15,000円の戸別所得補償制度 も半減され、その7,500円も29年産をもっ て廃止されるとのことです。これらを受けて、新 たな対策が政府からメッセージも含めて、出され ていないことも含めて、米農家の皆さんは不安に なっています。

一日も早く、今後の米対策をしっかり政府に、 新たな対策を求めるべきと考えますが、道の見解 を伺います。

ということは、他の品目も含めて、生産費を割っているという認識は無いということなんですか。

道がそういう認識ということであれば、この問題については、後ほどまた議論させていただく。

(三) 乳製品の影響と酪農対策について

1. 牛乳乳製品の試算の根拠について

今回のTPP影響試算の中間とりまとめにおいて、農畜産物の中で一番影響が大きいのが牛乳乳製品であります。試算の根拠と、本道農業へのダメージ等について伺います。

果たしていることから、TPPの大筋合意による 生産者の不安を払拭し、平成30年に予定されて いる米政策の見直しにも対応できるよう、一層の 体質強化を図っていくことが必要であります。

このため、道としては、「ゆめぴりか」や「ななつぼし」など北海道米のブランド力の強化や、業務用、加工用、飼料用など多様なニーズに対応した米生産の推進を基本に、国に対して、水田活用の直接支払交付金等の充実・強化を要望していくなど、将来を見据えた水田農業の振興に努めてまいる考えあります。

なお、先ほどの米価と生産コストでありますが、 平成26年産で北海道のコメの生産費は11,9 57円ですが、平成27年産のコメの相対取引価 格、例えば、北海道産ななつぼしの28年2月の データでは、13、305円となっているところ です。

(水田担当課長)

その時点の統計的な数字だけを見ますと、その 様な数値となっているところです

【畜産振興課長】

本道酪農への影響についてでありますが、道では、昨年12月に公表された国の試算方法に即しまして、チーズ向け生乳は、関税削減後の輸入品価格であるキログラム当たり23円まで下落、また、バター・脱脂粉乳及び生クリーム等の液状乳製品向け生乳は、関税撤廃されるホエイの影響を受けて、キログラム当たり4~7円の下落として算出し、全道の牛乳乳製品向け生乳の生産減少額は、179億円~258億円と試算したところです。

本道は、輸入品と競合し、価格低下が見込まれる乳製品向け生乳の割合が府県と比べて大きいことから生産減少額は全国の約9割を占め、本道酪農に対し、大きな影響を受ける試算結果となったところでございます。

2. 本道酪農を支える経営の形態について

本道酪農を支えているのは、私は家族酪農だと 理解をしております。

しかし知事は、TPP大筋合意を受けた10月14日の記者会見の中で「酪農などは特にそうですが、少しでも大規模な形で法人化して、生産を展開していくような環境づくりなどもやっていかなければならない」と話されております。私はこの知事のコメントに非常に違和感を感じている訳でありますけれども、家族酪農をしっかり支えることが、今後の酪農振興につながると思うわけであります。

本道酪農を支える家族酪農についての考え方を伺います。

3. 実態に即した対策について

今、答弁があったように 98%が家族経営だと言うことであります。ですから、私もこの、家族経営の酪農をしっかりと支えて行く、応援していく、このことが、大変重要だと思っております。

しかし、一方で残念ながら、年間 200 戸もの酪 農家のみなさんが離農を余儀なくされている、こ の実態を踏まえたしっかりとした対策が必要だろ うと思っております。

しかし、現実の中では、道が作成した北海道の TPP関連対策の中でも家族酪農を支える対策は 少ないと感じているところであります。道では、 搾乳ロボットを導入し、労働の軽減を図ろうとしておりますけれども、例えば、搾乳ロボットを導入するには、1台3,000万円もの初期投資が必要でありますし、年間200万円以上のいわゆるランニングコスト、維持管理費を負担しなければならないわけであります。このような負担の中で、家族酪農では本当に導入メリットが活かされないとの声も聞こえるのでありますので、私は、酪農家の皆さんが期待しているのは、家族酪農を支える支援であって、この家族酪農を支える支援であって、この家族酪農を支える支援に対する、道の見解を伺います。

4. 分業化の推進について

私は、家族酪農を推進するためには、やはり、

【生産振興局長】

本道酪農の経営形態についてでございますが、 本道の酪農は、放牧主体の小規模経営や繋ぎ飼い、 フリーストールの大規模経営など、多様な経営が 展開されておりますけれども、このうち 98%が家 族経営となっている状況にございます。

道といたしましては、今年度中に策定を予定しております新たな「酪農・肉用牛生産近代化計画」におきまして、大規模法人の育成なども進めることとしておりますが、今後とも、本道酪農の中心はやはり、家族経営と考えておりまして、ゆとりある放牧酪農の推進ですとか、営農支援システムの確立、新たな担い手の育成、労働負担の軽減に向けた取組などを通じまして、家族経営の持続的発展を支援してまりたいと考えております。

【畜産振興課長】

家族経営を支える酪農対策についてでありますが、本道酪農においては、今後とも、家族経営が重要な位置付けにありますことから、道としては、家族経営をサポートするTMRセンターや哺育・育成センターなど多様な地域営農支援システムの整備や、牛の能力を最大限発揮させる飼養管理の改善に向けた取組を推進するほか、労働負担の軽減や作業の効率化を図る搾乳ロボットや自動給餌機など省力化機械の導入を支援するなど、関係機関・団体と一体となって、生産性の向上とゆとりある家族酪農が、今後とも持続的に発展するよう努めてまいる考えでございます。

【畜産振興課長】

分業化の推進についてでありますが、家族経営

作業の分業化を図っていく、このことが極めて大 事なのではないかと思っております。

そのためには、TMRセンターの設立、そして、 餌については、TMRセンターに任せる、そして、 酪農へルパーなどを充実しながら、たまにはゆっ くり休むこともできる、あるいは、哺育や育成牛 などの受託事業をやっていく、そしてなによりも、 次の世代をしっかり作っていく、そんな仕組み作 りが必要だろうと思っておりますけれども、こう した支援体制を私は道がしっかりとサポートして いく、このことが必要だろうかと思いますけれど も、道の見解を伺う。

の持続的な発展を図っていくためには、労働負担 の軽減や作業の効率化を図るための、多様な営農 支援システムの確立が重要と考えているところで す。

このため、道としては、畜産クラスター事業を効果的に活用し、コントラクターやTMRセンター、哺育・育成センターの施設整備や機械導入を進め、自給飼料の安定生産や飼養管理等への集中による生産性の向上を図るとともに、新規参入希望者や後継者への研修等を通じて、担い手の育成確保に努めてまいりたいと考えております。

5. 分業化を担う酪農ヘルパー要員の確保について

家族酪農を支えるためには、やはり分業化をして、それぞれがしっかりとした体制を作っていく、このことが必要だと思っています。働く担い手の確保、一方で、働くみなさんの確保に苦慮しているのも事実であります。とりわけ、酪農のヘルパーにつきましては、雇用形態が不安定であったり、勤務が不規則など、長期的雇用につながらないとの声を聞いているところであります。

酪農ヘルパーは、酪農家に代わり、搾乳や給餌など、そんな作業を担うわけでありますけれども、それぞれの牛の特徴を把握するためには、一定程度の長期にわたり従事する必要があると思われるが、このような安定した雇用を守るために、道としての取組を伺う。

【生産振興局長】

酪農ヘルパーの要員確保についてでございますが、酪農家の定期的な休日の確保や、傷病時の搾乳などを行う酪農ヘルパーは、酪農経営の安定と地域農業の維持・発展を図る上で大きな役割を果たしているが、近年、農村地域における人口減少などから、ヘルパー要員の育成・確保が難しくなってきていると認識してございます。

このため、道内の酪農へルパー組織では、国の 事業を活用いたしまして、ヘルパーの人材育成の ための研修や業務に必要な資格や免許の取得、傷 害補償保険や損害賠償保険への加入促進など雇用 の安定につながる取組を進めているところでござ います。

道としては、担い手センター等の就農相談における酪農へルパーの紹介や、ヘルパーが酪農家での実践的な研修を通じて、酪農経営全般に対応した技術を修得することを支援するとともに、現在、把握を進めている地域のヘルパー利用組合の運営や要員確保に係る課題等を踏まえまして、国に対し必要な提案を行ってまいる考えでございます。

(再質)

国に対して、提案をしてまいりたいとのことでありますけれども、今、酪農へルパーを支援する国の事業は平成28年度で終了することになっており、29年以降も支援する事業を作っていく必要があるだろうと思っております。支援の提案を国に行う場合は、その現状や課題はしっかり把握する、これが大事なことであります。今、お話のとおり、

【農政部長】

新たな対策の提案についてでございますが、道 内のヘルパー利用組合が活用してございます、現 行の国の「酪農経営安定化支援ヘルパー事業」は 委員からのお話のとおり28年度をもって終了する こととなってございます。

酪農ヘルパーは、酪農経営の安定と地域農業の 維持・発展を図る上で大きな役割を果たしている ヘルパー利用組合のみなさんへの聞き取りも、も ちろんしなければなりませんが、そこに実際に働 くみなさんの声も受け止めておく必要があると思 っております。是非、アンケート調査を実施しな がら実態把握をすべきと考えます。道の見解を伺 います。 ことから、道といたしましては、今後、29 年度以降の新たな対策につきまして、全道の協議会、農業団体と連携し、利用組合だけではなく、実際に酪農家に派遣されている現役のヘルパーの方々からのご意見も直接お聞きするなど、それらを踏まえ、国に対し必要な対策を提案してまいりたいと考えてございます。

(四) 関連産業への影響試算について

1 関連産業への影響について

平成25年3月に道が実施した影響調査では、 4,762億円の生産減少額に加え、3,532億円の関連 産業への影響額を試算しているところでありま す。

しかし、今回の影響調査では、関連産業への影響は一切触れておりません。

道の試算でも、約 600 億円の農林水産物の減少 額が見込まれるとのことであるが、私は、関連産 業に影響を与えないということは考えられないわ けでございます。

関連産業にどのような影響があると考えている のか、見解をお伺いいたします。

【指摘】

私はですね、今回の議論を通じながら、こんな 発想だからこそ、現場の皆さんが理解されないん だろうと思っています。

今、答弁があったように、価格は低下するけれども生産量は維持される、だから関連産業への影響は見込んでいないという答弁であります。価格が低下すれば、生産量は低下するのではありませんか。それは誰でもわかることだと思っております。私はやはり現実をしっかりと直視をして、しっかりとした影響調査をしないと、なかなか地域の皆さんの理解を求めるのは難しいということを指摘しておきます。

【政策調整担当課長】

関連産業への影響についてでありますが、前回の試算では、関税が即時撤廃され、その結果、競合する国産品は、原則として安価な輸入品に置き換わり、生産量が減少すると見込み、これを原料として加工・販売する関連産業への影響を試算したところでございます。

このように、前回は、生産量の減少に着目して 試算をいたしましたが、今回の試算では、国の方 法に即し、国産品の価格については、関税削減に 伴い低下するものの、体質強化対策や経営安定対 策などの国内対策により、その生産量は維持され ると見込んでいることから、関連産業への影響は 見込んでいないところでございます。

2. 政策大綱の位置づけについて

TPP大筋合意を受けた政府は、昨年 11 月 25 日に「総合的なTPP関連政策大綱」を決定いた しました。

そこで伺いしますけれど、この大綱は、TPP の対策を進めるうえでの国の方針になると思いま

【農業経営局長】

政策大綱についてでございますが、国は、TPPの影響に関する国民からの不安を払拭し、我が国の農業が引き続き再生産可能となり、成長産業として発展していくため、万全の施策を講ずるための政策の目標を明らかにするものとして、政策

が、政策大綱の位置づけをお伺いいたします。

大綱を策定したものと認識をしているところでご ざいます。

この大綱には、必要な対策を恒久化するための 法制化や、経営安定対策などに関する財源の確保 など、これまで道が要請してきた内容が概ね盛り 込まれており、道としては、この大綱に即して、 体質強化対策や経営安定対策などが、着実に実行 されることが重要と考えているところでございま す。

3. 製糖工場の統廃合とその影響について

この政策大綱が政策の目標だとのことでありますけれども、この大綱を具体的に見ていきますと、 分野別施策展開の中で、私たちが気になっているのは、製粉工場・製糖工場等の再編整備とあります。

道内には8つの製糖工場が存在をし、輪作体系に欠かせない甜菜を作付けする本道にとって、製糖工場の統廃合というのは、甜菜の作付面積の減や地域経済に与える影響、これは甚大だという風に思っておりますけれども、製糖工場の統廃合の考え方とその影響等についてお伺いをします。

つまり、8つの工場については、統廃合はしないという、そんな理解でよろしいという風に認識をさせていただいておきます。

【生産振興局長】

製糖業への影響についてでございますが、今般の砂糖に関するTPP合意におきましては、現行の糖価調整制度を維持した上で、高糖度精製用原料糖に限りまして、関税を無税、調整金を削減としたほかに、制度対象外であります加糖調製品につきましては、低税率の関税割当を設定したところでございます。

道いたしましては、これにより、てん菜を原料とする砂糖の国内生産額は43億円減少すると試算しておりますが、経営所得安定対策等の適切な実施によりまして、てん菜の生産には影響はないと見込んでおり、道内の製糖業者も同様の認識にあるものと考えております。

(五) 北海道農業をさらに発展させるための方策について

1. 流通体制の維持拡大について

次に今後の北海道農業を発展させていくことが 私は大事だろうと思っています。まず、そのため の方策としては、流通体制の維持・拡大が必要と 思っています。北海道農業をさらに発展させる上 で、高いハードルになっているのが、物流であり ます。 物流コストの低減や、あるいは物流体制 の効率化などの取組を進めて、物流体制を強化す る必要があるというふうに思っていますが、その 認識を伺います。

【食の安全推進局長】

物流の低コスト化など流通体制の強化について でございますが、道産農畜産物及び加工品は、約 4割が道外へ移出されている状況の中で、北海道 は大消費地まで遠いことや出荷時期が一時期に集 中することなどから、他地域に比べ輸送費が割高 になったり、輸送能力が不足しがちであるなどの 課題があります。

輸送の強化・効率化は、食料の安定的な供給を通じて本道農業をさらに発展させていくための重要なものだと考えております。

このため、道としては、国など関係機関ととも に輸送事業者や荷主等と意見交換を行うなど、関 しっかりと物流を活性化することによって、道 産農産物が本州へと安く提供できることは、極め て大事なことだと思いますので、取組のほどよろ しくお願いしたします。 係者間の連携強化を図っておりますほか、国に対して、トラック輸送の維持・確保や物流の効率化、低コスト化に向けた産地の取組などに対する支援制度の創設を求めるとともに、生産者団体などと連携しながら、パレチゼーション輸送の導入実証を進めるなど、道産農畜産物等の流通体制の強化に努めてまいる考えであります。

2. 将来の北海道農業のイメージについて

今回、TPP合意を受けて、先ほど言いました 農家戸数の減少なども含めながら、将来の北海道 農業がどんなイメージになっているのか、そして その農業を構成する農村地域がどんな状況になっ ているのか、これをしっかり将来イメージを描い ていくということが私は大事なことだと思いま す。

将来の北海道農業や農村のイメージについて、 お伺いを致します。

【政策調整担当課長】

今後の農業・農村づくりについてでありますが、 道内では、地域の様々な営農条件のもと、専業的 な家族経営を中心に、稲作や畑作、酪農などが展 開されているところでございます。

こうした本道農業が、今後とも、基幹産業として地域を牽引し、我が国の食料供給地域としての役割を果たしていくためには、担い手不足や高齢化、さらにはTPPなど、直面する課題に積極的に対応する中で、農業者の方々が希望を持って営農に取り組める環境を整えることが重要と考えております。

このため、道といたしましては、新たな農業・農村振興推進計画に基づきまして、需要に応じた農畜産物の安定生産を基本に、経営感覚に優れた後継者の育成確保や生産基盤の整備促進、コントラクターをはじめとする地域営農支援システムなどとあわせて多面的機能の維持・発揮に向けた共同活動を推進しながら活力ある農業と、安心して住み続けることができる農村づくりに向け、取り組んでまいる考えでございます。

3. 自給率を確保する農家への支援について

今、将来のイメージについてお聞きしましたけれども、私がこのイメージをお聞きしましたのは、 食料自給率を維持し、そして確保する農家の皆さん方を応援し、そういう農家が、全道に根付いていただくというのが大事だと思っています。

高橋知事は、四期目の政策の柱に、3年後に道 産食品の輸出を1,000億円にするという目標

【農政部次長】

農家経営などへの支援についてでございますが、本道農業は、経営規模が大きく、専業的な農家経営を主体に生産が行われておりまして、我が国の食料の安定供給に大きな役割を果たしながら、基幹産業として、道民生活や地域経済を支えているところでございます。

こうした本道農業を今後とも振興していくた

を立てました。そして、その中で、先日の代表質問の中では、その3年後の1,000億円っていう目標、これはひとつの通過点にしながら、10年後には昨年実績の2倍にあたる1,500億円程度を目標として、オール北海道で、その実現に取り組むという、そんな決意も示されたところでございます。

今週の14日の日に部長も出席をされて、全庁的な、この1,000億円達成のための連携会議が開催されたという風に承知をしておりますけれども、唐突に1,500億円という、この数字が出てきたわけで、私としては非常に違和感を感じておりますし、農家の皆さんからも輸出に軸足を置く道の姿勢に冷ややかな声も聞こえるわけであります。

たとえば、3年後の輸出1,000億円、この目標でも、この内訳でいくと農畜産分野の目標は100億円であります。この100億円という数字は、北海道の農業生産額1兆円の1%であります。

私は、その1%の輸出を否定するつもりはありません。しかし、北海道が、そして日本の食料をきちんと供給をする、そして道の目標でも自給率を高めようという、そういう目標があるわけでありますから、私は99%の自給率向上に寄与している、そんな農家の皆さんをしっかりと応援をする、このことが、道の果たすべき役割だと思いますが、見解をお伺いします。

(指摘)

先ほどもふれさせていただきましたけれども、 私はやはり道の果たすべき役割として、北海道の 食材、この豊富な食材を、まずは道民の皆さんに きちんと食べていただく、そして道民の皆さんが 食べきれない食材については、先ほどお話しした とおり、物流を強化して、本州の皆さん方にしっ かり送り届ける、それでも残念ながら食べきれな い食材や食品を輸出するという、そんな流れなら 私もわからないわけではないわけでありますけれ ど、やはり食料自給率にしっかり寄与していく、 このことが必要だろうという風に思っています。 ぜひ、そういう視点で取り組んでいただきたい。 このことを指摘させていただきます。 め、道といたしましては、食の需要拡大が見込まれるアジア諸国を中心に輸出拡大戦略に基づきまして、テスト輸出などを通じ、新たな市場開拓に取り組むこととしております。

また、我が国の食料自給率の一層の向上に寄与できるよう、安全・安心な道産農畜産物の国内需要の拡大に向け、意欲ある担い手の生産基盤の整備や、あるいは大規模化しております、例えば水田の方々の作業の効率化を図るためのスマート農業などの導入、さらには地域ぐるみの6次産業化やブランド化の推進など、生産力・競争力の一層の強化、そしてそういうことを含めまして、地域の皆さまと一体となって取り組んでまいりたいと考えてございます。

4. 新たな目標の設定について

先ほど述べたとおり、道は、10年後の輸出で 1,500億円を目指そうとする目標を掲げるようでありますが、私はそれよりもオール北海道で、 北海道農業を発展させていく、そして、農家の皆 さんの一人ひとりの農家所得を向上させいく、こ のことが地域の振興につながると思っております。

そのためには、農家の皆さん一人ひとりが、道が発する情報やメッセージを共有できて、そのメッセージに基づいて一人ひとりが頑張っていくこんな取り組みが必要だと思っています。是非とも新たなメッセージ、新たな目標についての考え方についてお伺いをします。

【農政部長】

本道農業の振興についてでありますが、本道農業は、グローバル化や人口減少といった課題に直面してございますけれども、北海道の基幹産業として、地域の雇用の創出や所得の向上とともに、道民の皆さまの健康、暮らしを支えるという役割を今後とも果たしていくことが重要と考えてございます。

こうした役割のさらなる発揮に向けまして、現在、策定中の新たな「農業・農村振興推進計画」における、この計画の道内関係者の共通の目標といたしまして、主要な農畜産物の10年後の生産努力目標を定めた上で、目標を達成した場合の本道のカロリーベースの食料自給率を現在の197%から目標年の10年後には1.3倍の258%へ向上させることにしてございます。

道といたしましては、この目標の達成と、計画の副題として掲げました「地域の共感と協力で次代につなぐ農業・農村づくり」を目指しまして、農業者の方々等にわかりやすい資料で計画の理解・浸透に取り組みますとともに、本計画の施策を通じまして、持てる力を最大限に発揮しながら、持続的に発展していけるように、地域の関係者と一体となって力を尽くしてまいりたいと考えてございます。

【指摘】

今、部長から10年後のカロリーベースの自給率、これを現在の197から258%に引き上げる、これが大きな一つの目標になるというお話しをされました。

258%という数字は重い数字だと思っております。これを達成するには道庁はもちろんでありますけれども農家の皆さん方一人ひとりが、この自給率向上に向けた現場での取組をしていかない限り、この達成は難しいのではないかと思っております。

ですから、この計画をもっと具体的に、農家の皆さんの一人ひとりに、心の中に入って、それを実現していけるような仕組みづくり、メッセージが必要なのだろうと思っておりますので、是非とも、そんな工夫をこれからしていただきたいと、このことを申し述べておきたいと思っております。